

## 菅原東小学校不登校対応指針

### 不登校支援に対する考え方

- 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得る。
- 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要がある。
- 個々の不登校児童の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進する。

### I 未然防止

#### (1) 児童にとって魅力的な学校づくり

- 学校全体で児童一人ひとりに丁寧な目を向け、「自分は大切に思われている」と感じられる対応が大切。教職員にとっては「できて当たり前」と思われる行動でも、できたときは称賛の声掛けをし、自己肯定感を高め、子どもの自信につなげていく。
- 教職員は、一日にできるだけ多くの児童と話す機会をつくり、子どもの話をよく聞き、児童からも気軽に話し掛けられる関係をつくっていく。
- 不登校となる要因は多様で複雑なので一人ひとりに寄り添い、背景に合わせた配慮を考えていく。
- 多様な背景をもつ児童が互いに認め合える環境づくりと、一人ひとりに合った適切な支援を早期に受けられる体制を整える。
- 児童生徒の環境や背景の変化を教職員間で情報共有し、学校全体で見守っていく。

#### (2) 学校の中での居場所づくり・関係づくり

- すべての児童が自分は認められていると実感できる学校にしていく。
- いじめや暴力は絶対に許さず、毅然とした態度で対応する。教職員の言動が児童に適しているか振り返りながら、すべての児童にとって学校が安心、安全な場所になるようにしていく。
- 教職員は、児童生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで関係がつけられるようにする。各教科や特別活動を中心に学校生活全体で互いが認め合える機会をつくっていく。

#### (3) 一人ひとりが主役となる授業づくり

- 個々の習熟度や興味・関心を大切に、授業が「楽しい」「おもしろい」「もっとやってみたい」と思える工夫をしていく。
- 「わからない」を言える雰囲気をつくり、対話を通して子ども同士が学び合い、高め合う、全員参加の授業を進めていく。

#### (4) 職員の指導力の向上

- 教職員は、魅力ある学校づくりや不登校児童への対応などの指導力向上に努め、教育委員会などが実施する研修を積極的に受講する。
- 研修で学んできたことを情報共有したり、自校の実態に合った研修会をしたりして校内研修の充実を図る。

## 2 早期発見・早期支援

### (1) 情報共有

○欠席し始めた児童の欠席状況を教職員が共有し、早期に対応する。過去の欠席状況等から休みがちな児童については、登校していても日常的に支援していく。また、実態把握に努めていく。

○様子が気になる児童がいたら不登校対策委員会に必ず報告し、担任や一部の教師でとどめることがないようにして早期発見早期支援につなげる。

○担任だけでなく、学年や不登校対策委員会などを中心に迅速にチームとして対応する。

### (2) 実態把握

○児童を対象としたいじめアンケートや毎月のいじめ状況調査などを活用し、困っていることや悩んでいることを具体的に把握し、迅速に対応する。

### (3) 不登校傾向がみられる児童への対応

○休みがちになってきた児童については、学校内で情報を共有し、休みがちになった要因、背景の把握に努め、過去の状況などを確認し計画的に支援できる体制を整える。

○担任は、保護者に連絡し、早期に家庭訪問を実施し、児童に直接会って話す機会をもつことに努める。直接会えない場合は、オンラインなどを勧める。児童に会えなくても保護者への連絡は続けていく。

○スクールカウンセラーや心の教室相談員などを有効に活用し、保護者や児童に寄り添った支援を行う。

○児童に無理に登校を進めるのではなく、児童が自分を見つめ直す時間だにとらえ、児童の気持ちを尊重し、一人ひとりに合った支援を保護者と協力しながら進める。

## 3 長期化している場合の支援

### (1) 個々の児童の状況に合った対応

○適切な支援にしていくために、担任、不登校対策委員会、学年、教職員全体、スクールカウンセラー、心の教室相談員、保護者、関係機関などとの話し合いにより不登校に至った要因や背景を共有し、支援の方向を決める。

○欠席が続いていてもデジタル教材やプリントなどによる学習や保護者との連携は継続していく。

### (2) 家庭への支援

○保護者の不安な気持ちを受け止め、一緒に考えていく姿勢を伝える。

○スクールカウンセラー、心の教室相談員などとの面談を勧める。

○別室登校などを勧め、少しでも登校できるように促す。

○保護者に枚方市内にある関係機関について情報を提供する。

○学校からの配布物は必ず届け、児童や保護者が大切にされていることを実感できるようにする。

# 5つのレベルに応じた不登校対応

## 学校対応

## 連携対応

### レベル1

### 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

#### 担任による電話連絡【実態把握】

##### ★チェックポイント

- 欠席理由
- 医療機関への受診の有無について
- 次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる声かけ

次の登校時の連絡



#### \* 学級・学年・教科など、学校園内での情報提供 \*

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

#### チェック

保健室への来室状況なども有力な情報になります。

### レベル2

### 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

#### 担任による家庭訪問【実態把握】

##### ★チェックポイント

- 子どもの表情・様子
- 子どもの生活リズム
- 子どもの友人関係
- 子どもと保護者の関係性
- 家庭の養育環境
- 保護者の見立て
- 登校への意欲レベル

家庭の思いを尊重した態度で実施



#### \* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携 \*

- ①養育環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

#### ケース会議

情報共有した内容は、学校全体で共有する。

### レベル3

### 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

#### ① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

「枚方市子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」を提供し、本人にとってベストな居場所を一緒に考えます

#### ② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）



#### ③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

#### ④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

#### \* 学校外の組織との連携 \*

- ①教育支援センター「ルポ」（毎年登録・入室手続きが必要）  
枚方市教育文化センター別館1F（TEL：050-7102-3154）
- ・学校を通さず直接家庭からの申込もできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います
- ・登室・訪問指導
- ・学校と連携・出席扱い(校長裁量)
- ②院内学級
- ③フリースクールなど
- ④その他必要に応じてつなぐ関係機関  
・医療・診療内科（発達課題）・少年サポートセンター（非行）など

### レベル4

### 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

#### ① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。

#### ② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応する。

#### ③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることを管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠に基づいた説明



#### \* 重大事案を想定した連携する関係機関 \*

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

### レベル5

### 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

①子どもの命を守ることを最優先に考える。

②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！

③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。

④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない

重要

#### \* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 \*

①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携する。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）